

社宮林獸害防護柵点検・補修委託業務
標準歩掛

令和5年4月改定

公益社団法人埼玉県農林公社

標準歩掛

1 斜め張りネット

(1.0km 当たり)

区分	員数 (人)	備考
普通作業員	1. 6 7	直接人件費 (外業 1.67 人)
軽作業員	0. 5 1	直接人件費 (外業 0.51 人)
計	2. 1 8	

2 垂直張りネット

(1.0km 当たり)

区分	員数 (人)	備考
普通作業員	1. 5 9	直接人件費 (外業 1.59 人)
軽作業員	0. 4 3	直接人件費 (外業 0.43 人)
計	2. 0 2	

注1) 労務時間は1日8時間とする。

ただし、内訳として点検・補修に要する実作業時間は7時間、その他、作業打合せ、図面・資材確認、点検・補修後の記録票・図面等整理に要する時間を1時間とする。

注2) 点検時には、簡易補修を含むものとする。

簡易補修とは、小規模なネットの破れ、アンカー杭の抜け、ネット上部の結束部のずれ、ネット上下ロープの弛み・切れ、落石・倒木除去等を支給資材により点検と並行して行うものをいう。

注3) 軽作業員は、主に点検・補修内容の記録等を行うものとする。

この場合の記録とは、点検状況、簡易補修の実施箇所及び内容、使用資材・数量、別途補修を要する箇所及び必要資材・数量等を記録するとともに、必要箇所の記録写真を撮影するものをいう。

注4) 点検箇所が遠距離の場合、別途「造林事業標準歩掛表」遠距離作業地の補正を準用し、補正するものとする。

附 則

この歩掛は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この歩掛は、平成29年9月1日から適用する。

附 則

この歩掛は、令和5年4月17日から適用する。